

36

**商行為
総則・寄託**

正解

2

 ア ×

商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない（商法 506 条）。

 イ ○

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる（商法 512 条）。

 ウ ○

数人の者がその一人または全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する（商法 511 条 1 項）。

 エ ○

保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する（商法 511 条 2 項）。

 オ ×

商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合は、無償であったとしても、善管注意義務を負う（商法 593 条）。

よって、誤っているものの組合せはア・オであるから、正解は肢 2 である。

37

**会社法・設立
発起人等の責任**

正解

1

 ア ×

株式会社の成立の時における現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について定款に記載または記録された価額に著しく不足するときは、発起人および設立時取締役は、当該株式会社に対し、連帶して、当該不足額を支払う義務を負うが（会社法 52 条 1 項）、この義務は、総株主の同意によって、免除することができる（会社法 55 条）。

 イ ×

発起人が、出資の履行において金銭の払込みを仮装した場合、発起人は、株式会社に対し、払込みを仮装した出資に係る金銭の全額を支払う義務を負うが（会社法 52 条の 2 第 1 項 1 号）、この義務は、総株主の同意によって、免除することができる（会社法 55 条）。

 ウ ○

発起人、設立時取締役または設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠ったときは、当該株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが（会社法 53 条 1 項）、この義務は、総株主の同意によって、免除することができる（会社法 55 条）。

 エ ○

発起人、設立時取締役または設立時監査役がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、当該発起人、設立時取締役または設立時監査役は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 53 条 2 項）。

 オ ○

株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帶して、株式会社の設立に關してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に關して支出した費用を負担する（会社法 56 条）。

よって、誤っているものの組合せはア・イであるから、正解は肢 1 である。

38

**株式
譲渡制限株式**

正解

4

 1 ○

株式会社は、定款において、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めることができる（会社法 107 条 1 項 1 号）。また、株式会社は、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めた種類株式を発行することができる（会社法 108 条 1 項 4 号）。

 2 ○

譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（会社法 136 条）。

 3 ○

譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（会社法 137 条 1 項）。そして、この株式取得者からの請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない（会社法 137 条 2 項）。

 4 ✗

株式会社が譲渡制限株式の譲渡の承認をするか否かの決定をするには、取締役会設置会社では取締役会の決議、それ以外の会社では株主総会の決議を要する。また、この決定機関について定款で別段の定めが可能である（会社法 139 条 1 項）。したがって、株主総会の特別決議以外でも譲渡の承認をできる場合がある。また、株主総会がその決定をする場合の決議方法は、普通決議である（会社法 309 条 1 項）。

 5 ○

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる（会社法 174 条）。

39

**取締役
社外取締役**

正解

3

 1 ○

社外取締役となるための要件として、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人でないことが挙げられているため（会社法2条15号イ）、社外取締役は、これらの地位を兼任することができない。

 2 ○

監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。

 3 ✗

監査役会設置会社（公開会社かつ大会社であるものに限る。）で有価証券報告書の提出義務のある会社が、事業年度の末日に社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会にて、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない（会社法327条の2）。したがって、公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であっても、定時株主総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明すれば、社外取締役を選任しなくてもよい。

 4 ○

株式会社が特別取締役を選定する場合、①特別取締役による議決の定めがある旨、②特別取締役の氏名、③取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨の登記をしなければならない（会社法911条3項21号イ・ロ・ハ）。

 5 ○

株式会社は、業務執行取締役以外の取締役との間で、当該株式会社に対する責任について、当該取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その取締役が負う責任の限度額をあらかじめ定めておく旨の契約を締結することができる旨を定款で定めることができる（会社法427条1項）。そして、社外取締役は、当該株式会社の業務執行取締役等を兼任できないので（会社法2条15号イ）、上記業務執行取締役以外の取締役に含まれる。

40

計算
剰余金の配当

正解

5

 1 ×

株主は、会社法上、様々な権利を有しているが、このうち、株主に、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を与えない旨の定款の規定は、効力を有しない（会社法 105 条 2 項）。

 2 ×

株式会社は、剰余金の配当は、分配可能額を超えてはならないが（会社法 461 条 1 項 8 号）、それ以下であれば、いくらにするかは株主総会（一定の場合には取締役会）が自由に決定することができる。

 3 ×

株式会社が、分配可能額を超える金銭の交付をした場合、当該行為により金銭等の交付を受けた者は、当該株式会社に対し、交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う（会社法 462 条 1 項柱書）。したがって、当該金銭の交付が分配可能額を超えるものであったことについて善意の株主であっても、当該株主は、当該株式会社に対し、交付を受けた金銭を支払う義務を負う。

 4 ×

株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができるが、その「株主」に当該株式会社は含まれない（会社法 453 条）。

 5 ○

株式会社が剰余金の配当をする場合、株主総会の決議によって、配当財産の種類を定めなければならないが、その配当財産の種類に、当該株式会社の株式等は含まれない（会社法 454 条 1 項 1 号）。そして、「株式等」とは、株式、社債および新株予約権をいう（会社法 107 条 2 項 2 号 亦）ため、株式会社は、配当財産として、当該株式会社の株式、社債または新株予約権を株主に交付することはできない。